

新潟市

協働の指針

平成27年7月

新潟市 市民協働課

目次 CONTENTS

はじめに	P 1
指針における用語定義	P 2
コラム1 「協働の概念」	P 3
第1章 協働とは		
1 なぜ協働が必要なの？（協働の意義）	P 4
2 今の新潟市では？（協働の仕組みとパートナー）	P 5
コラム2 「協働の始まりは市民の参加から」	P 5
コラム3 「協働は目的ではなく手段である」	P 6
3 協働ってどんなこと？（協働の事例）	P 7
コラム4 「お互いの特性を理解しよう」	P10
活動事例リンク集	P12
第2章 目指すべき理想像		
1 協働の考え方（協働の基本的概念）	P13
コラム5 「活動が始まったら、広く地域に個々に情報発信しよう」	P14
コラム6 「共通の目的を掲げ責任感をもって取り組もう」	P15
2 自治のあり方（補完性の原理）	P16
3 市が目指す協働の方向性	P17
コラム7 「市職員も地域とともに学んでいこう」	P17
第3章 主な協働形態		
1 実行委員会・協議会	P18
2 共催	P18
3 活動協力	P19
4 補助金交付など	P19
5 企画・調査計画策定	P19
6 委託	P20
コラム8 「お互いの連絡窓口を一本化することが必要」	P20
新潟市の主な取組	P21
第4章 協働によって期待される効果		
1 市民	P22
2 自治会・町内会	P22
3 コミ協	P22
4 自治協	P22
5 NPO（NPO 法人、市民活動団体、ボランティア団体）	P23
6 事業所・事業者	P23
7 市	P23
コラム9 「身近なコミ協や区役所などに積極的に相談してみよう」	P23
参考資料		
協働の指針検討委員会委員名簿	P24
協働の指針策定スケジュール	P24
新潟市自治基本条例	P25

はじめに

新潟市は、平成19年4月より本州日本海側初の政令指定都市として歩み始め、市民の皆様と協働しながら、区を一つの単位とした特色あるまちづくりを進めてきました。これまで、区自治協議会や地域コミュニティ協議会などを通じ、一体となって地域力・市民力を発揮し、「地域と共に育つ」分権型政令市へと大きく前進してきました。

平成19年3月に策定した「市民協働の手引き2006」では、主にNPOとの協働事業における基本的な考え方や具体的な手法などを示し、平成20年2月には、分権型政令市づくりを確かなものとするため、自治の基本理念や基本原則を示した「新潟市自治基本条例」を制定しました。

手引きや自治基本条例に定義され、日常的にあらゆる場面で使われるようになった“協働”という言葉。今や、わたしたちのまちづくりに欠かせない考え方と言えますが、「そもそも協働ってどういう意味?」「なぜ協働が必要なの?」「協働をどう始めたらいいのかわからない」・・・といった声が聞かれるのもまた事実です。

そこで、協働について意義や推進する上での基本原則などを改めて整理し、より分かりやすくお伝えするため、これまでの「市民協働の手引き2006」の内容を見直し、「協働の指針」として改訂することとしました。

この指針で紹介する事例をご覧くださいと、普段何も意識しないで取り組んでいること、身近で行われていることが、実は「あれも」「これも」協働なんだということが理解できると思います。わたしたちのまわりには、協働による取組がたくさんあります。

にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）では、将来の都市像の一つに「市民と地域が学び高め合う、安心協働都市」を掲げています。地域活動の担い手と市役所職員が、協働についての認識を共有し、実践することで、活動が円滑に、より実り多いものになっていきます。新潟市は、これからも地域力・市民力を活かした協働によるまちづくりを進め、ずっと安心して安全な暮らしの実現を目指します。

※時代に即したものになるよう、指針は今後も状況の変化に応じて見直していきます。

指針における用語定義

1 協働

新潟市自治基本条例では、市民と市が対等な関係で相互の立場や特性を理解し、目的を共有し、並びに連携や協力することとしています。「市民と市の対等な関係」とは、市民の自発的な活動を前提とし、お互いの自主性・自立性を尊重し、損なうことのないよう配慮することを意味します。

なお、本指針における協働には、自治会・町内会、コミ協、自治協、NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体、事業所・事業者などの市民自治の多様な担い手（以下「市民自治の多様な担い手」という。）同士の連携や協力も含まれます。

2 市民公益活動

市民公益活動（以下「市民活動」という。）は、「営利を目的とせず、公益の増進に寄与することを目的として、市民が主体的に取り組む活動」を指します。

3 地域コミュニティ協議会

地域コミュニティ協議会（以下「コミ協」という。）は、市民と市とが協働して地域のまちづくりや、その他の諸課題に取り組み、市民自治の推進を図るため、小学校区または中学校区を基本とし、自治会・町内会を中心にさまざまな団体などで構成された組織をいいます。

自治会・町内会を中心に、PTA、青少年育成協議会、老人クラブ、婦人会、NPO、民生・児童委員など、地域のさまざまな団体などで構成されています。

（平成27年4月現在 99団体）

4 区自治協議会

区自治協議会（以下「自治協」という。）は、新潟市が目指す分権型政令市を実現し、市（区）民と行政との協働によって、市民自治の推進を図るために、各行政区に設置する市長の附属機関です。

自治協は、市（区）民に身近なまちづくりや地域課題の解決のため、市（区）民や区内の諸団体の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整や取りまとめを行い、区役所と連携し、「区民等と市との協働の要」としての役割を担っています。

コミ協、公共的団体、学識経験者、公募などで構成され、概ね毎月1回全委員が集まる本会議が開催されます。主に、市から求められる議題について意見を述べるほか、市（区）民との連携の強化に関する事など、自治協が自ら必要と認めるものについて意見を述べます。本会議のほか、福祉や教育といった分野に関する部会を設置し、地域づくりについて主体的に取り組んでいます。

5 NPO

NPO (Non-profit Organizationの略) は、直訳すれば民間の非営利組織のことで、福祉や環境、国際協力、人権問題などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる市民活動団体を指します。

宗教活動や政治活動を主な目的とする団体、暴力団またはその構成員を含む団体、特定の個人や団体の利益を目的とする団体は含まれません。

6 NPO法人

NPO法人とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき法人格を取得したNPOをいいます。

7 ボランティアとNPO

ボランティアは市民活動を行う個人のことであり、NPOは継続的に市民活動を行う団体のことを指します。NPOの場合、その運営や活動に、必ずしもボランティアが参加している必要はありません。また、特定非営利活動促進法（NPO法）の施行以前は、ボランティア団体を含むNPOは、任意団体がほとんどでしたが、NPO法の制定により、NPO法人が市民活動の担い手として期待されています。

8 ボランティア団体

個人のボランティアが集まってボランティアグループとなり、そのグループが組織化されることによって、ボランティア団体と扱われることが多いようです。「代表者がいる」「規則がある」「事務局がある」など組織として継続性を有しているかどうかで、ボランティアグループとボランティア団体を分ける場合があります。ボランティア団体はNPOに含まれますが、その運営や活動をボランティアのみが担っている団体を指すのが一般的です。

コラム1

「協働の概念」

協働とは、一般的にコラボレーション (collaboration)、パートナーシップ (partnership)と英語表記されます。collaborationは、「働く」を意味するラテン語の「laborara」に「ともに」を意味する接頭語「co」が加わったものであり、文どおり「ともに働く」という意味です。

協働の概念は、アメリカのインディアナ大学の政治学教授ヴィンセント・オストロムが1977年の著書の中で「co-production」という造語を用いたことで生まれています。Coは「共同の、共通の」という意味をなし、これにProduction「作り出すこと、生産、製造」と結合させて生まれたものであり、これが「協働」と訳されたことで日本語として定着してきたとされています。

第1章 協働とは

1 なぜ協働が必要なの？（協働の意義）

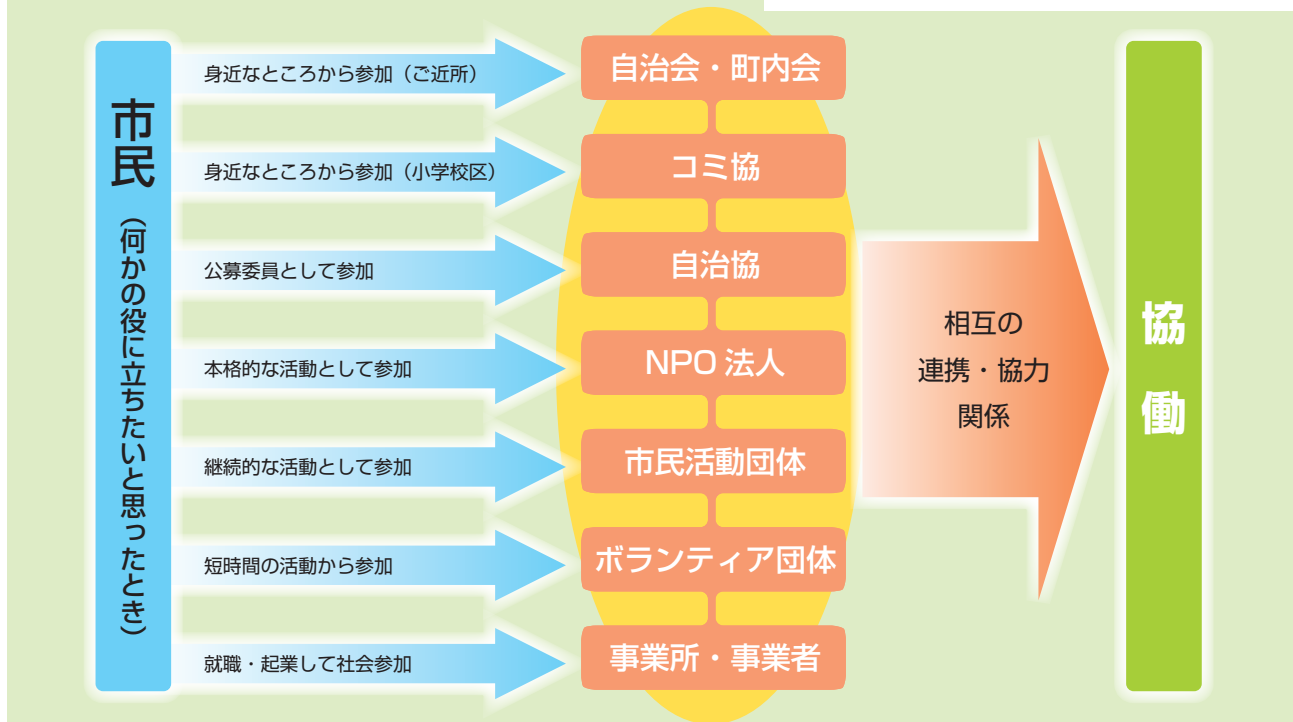
人々の生活構造や価値観の多様化、急激な人口減少、少子・超高齢社会の進行など社会が大きく変化、複雑化する中で、公共的課題は多様化し、法律や予算に基づいて公平・均一的なサービスの提供を中心とする行政だけでは、市民のニーズに十分な対応が困難な状況になってきています。

一方で、市民の社会参加意欲の高まりとともに、公益・非営利の分野で、自主的・自発的な市民活動が活発になっています。

こうした社会の変化の中、市民に直接的な関わりがある行政サービスにおいては、市民自治の多様な担い手と協働し、その専門性や柔軟性、機敏性などの特性を活かすことで、より市民のニーズに沿ったサービスの提供が可能になります。

また、協働による取り組みを通じて、市民自治の多様な担い手や市、それぞれの考え方や仕事の進め方の違いなどがわかり、お互いの組織や活動の活性化が図られます。

《新潟市における市民自治の多様な担い手》

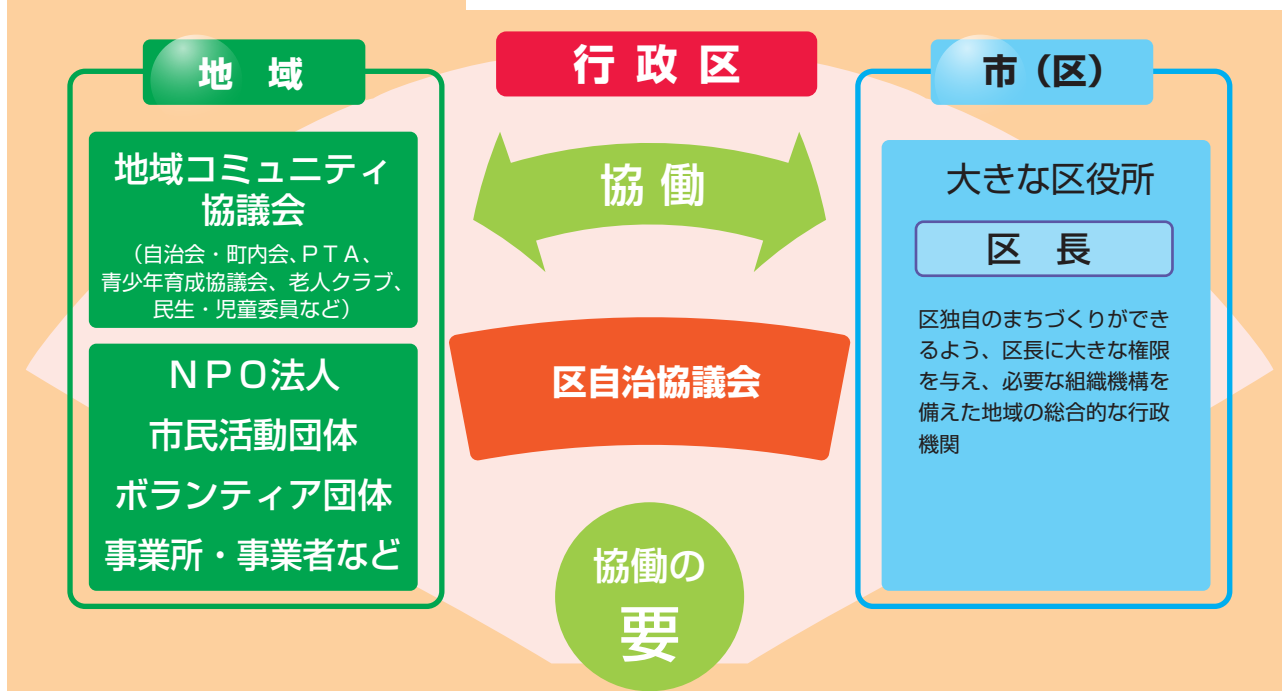


2 今の新潟市では？（協働の仕組みとパートナー）

地域における課題を地域が主体となって解決するため、平成19年までに市内全域に地域の様々な団体などで構成するコミ協が結成されるとともに、区役所と地域の「協働の要」として、全ての区に自治協を設置しました。

平成20年には、地域のことを自らが考え、自ら行動する「分権型政令市」づくりをさらに確かなものとするため、市民自治の基本となる条例「新潟市自治基本条例」を制定するなど、市民が市政に主体的に参画するための環境整備を進めてきました。

《分権型政令市の仕組み》



コラム2

「協働の始まりは市民の参加から」

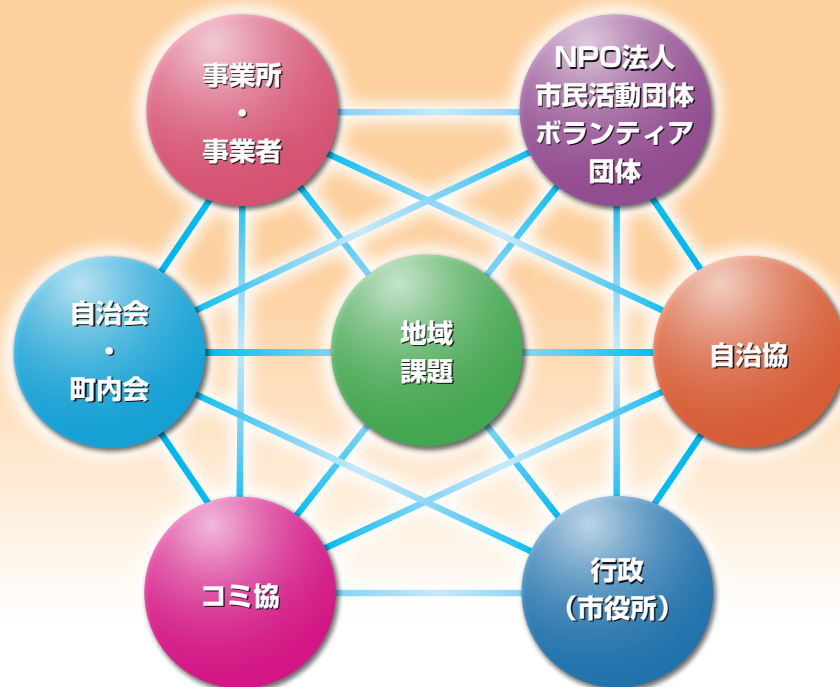
市民同士の助け合い・支え合いは協働の原点と言えます。その市民の参加の積み重ねが、市民自治の多様な担い手と市との協働へとつながっていきます。

「協働」という言葉と一緒に「市民参加」という言葉をよく耳にしますが、市民参加とは、市民一人ひとりが、主体的にまちづくりや地域課題の解決を図る市民活動に参加することです。

身近な地域における市民活動に参加を希望される方は、自治会・町内会やコミ協などが活動していますので、まずは相談してみたいはいかがでしょうか。

人口減少の進行とともに、単身世帯の増加や高齢化の進行など地域の環境が大きく変化していくことで、安心安全や福祉など地域が抱える課題がますます多様化、複雑化しています。地域が主体となってまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりの参画意識がさらに高まり、市民自治の多様な担い手が協働して取り組むことが必要となっています。

《地域における協働のイメージ》



コラム3

「協働は目的ではなく手段である」

協働すること自体は目的ではなく、相互に共通する目的の実現や共通する課題を解決するための手段に過ぎません。活動によっては協働せずに単独で行ったほうが効果的な場合もあります。

地域の実情やきめ細かいニーズへの対応が求められるもの、高い専門性が求められるもの、広く市民の参加が必要なものなど、協働に適した分野は様々ですが、どのような形態で協働を実践すべきかをよく検討することが必要です。

相互理解と信頼関係の下で協働するためには、相互が対等な立場で協働の必要性についてよく話し合い、合意を得ることが大切です。

3 協働ってどんなこと？（協働の事例）

①福祉防災マップ作成：南浜地区コミュニティ協議会（北区）

自治会・町内会、社会福祉協議会との共催により、自治会・町内会ごとに福祉防災マップづくりを行っています。

高齢化率が高く、地震・津波等の災害発生時の地域住民の安否確認、避難誘導対策等が課題となっており、地域における要援護者等の状況把握やマップの作成による可視化が不可欠でした。

自治会長に事前に説明を行い理解・協力を求めた結果、円滑に行うことができ、地域の要援護者等の状況が一目瞭然となり、防災意識も高まっています。



②地域の福祉推進活動：中野山小学校区コミュニティ協議会（東区）

市の補助金を活用し、民生・児童委員協議会、地域包括支援センター、社会福祉協議会と多世代の人々が集う「地域の茶の間」を拡大しました。

「認知症サポーター養成教室」や「介護教室」などの学習会や健康教室といった講座を開くことで、広く「自分の健康をどう保持するか」という意識の醸成のきっかけづくりを行っています。

地域包括支援センターと社会福祉協議会の支援を受け、「地域の茶の間なかのやま」を立ち上げ、多世代の人々の居場所づくりを進めてきましたが、高齢化が進み、地域の支え合いをさらに進めることが重要となってきました。

そこで「茶の間」にボランティアとして参画する団体・個人を広く募った結果、バラエティに富み「茶の間」への参加者が増え、地域住民の交流の輪が広がりました。



③区民協働「森づくり」：浜浦小学校区コミュニティ協議会（中央区）

にいがた野鳥の会、新潟県自然観察指導員の会、NPO法人ウッディ阿賀の会、浜浦小学校、関屋中学校、新潟大学、中央区建設課と連絡協議会を設立し、小学校での総合学習等で啓発を行っています。

浜浦地域に隣接する保安林は、昭和39年の新潟地震後に市営住宅・県営住宅を建設する必要があり、伐採されました。そのため、長い間、周辺住宅は冬の強風と潮の害にさらされる地域となっていました。

意見交換を行い地域や関係団体の合意を得ながら、植樹祭などへの参加を関係団体に呼びかけた結果、隣接海岸地域を保安林機能を持った公園にすることが決定しました。



④世代間交流&横越を考える集い：横越コミュニティ協議会（江南区）

横越小学校、横越中学校との共催による活動です。市の補助金も活用しながら、地域にどのような良い点、悪い点があるか問いかけることで、各世代の問題意識や地域への想いなどの共通した部分を抽出し、各課題の重要性を意識することができました。

交通弱者への支援を強化していくことで意見がまとまり、住民バスの充実のための応援をしていくことになりました。



⑤地域の探索マップを使った地域めぐり：新関コミュニティ協議会（秋葉区）

自治会・町内会、秋葉区コミ協連絡協議会、新関小学校、おひさま保育園、秋葉区地域課、新津地区公民館と市の補助金を活用しながら、地域理解に役立つ「しんせき夢マップ」を使った地域めぐりを実施しています。

少子高齢化が進み、中学校も統廃合となり地域全体に活気がなくなってきています。そこで新関地域の歌（ご当地ソング）づくりとともに地域を知り、過去から現在、



未来につなげることを目的に探索マップ（しんせき夢マップ）を考えました。

地域の理解、地域愛を育てるため、小学校の地域学習や各種団体の新関めぐりに役立つよう、案内板などを作成・設置しました。

地域住民だけでなく、他地域からの見学者が増え、地域理解に役立っています。

⑥祭りを通じた世代間交流「庄瀬桜まつり」：庄瀬コミュニティ協議会（南区）

新発田市観光協会、南区産業振興課と協力して、市の補助金を使い、地元中学校跡地と隣接の桜並木を地域交流の場として活用しています。

多くの世代が協力しながら祭りを企画・運営し、地元名産品の販売や、コンサートも開催するなど集客を図った結果、地区内外から多数の来場者があり、地域の良さを認識してもらうことができました。



今後は桜の植栽を行い、桜の名所を目指していきます。

⑦黒埼南ふれあいオアシス活動：黒埼南ふれあい協議会（西区）

黒鳥自治会、黒埼商工会、黒埼南小学校、西区農業委員会、黒埼地区公民館と市の補助金を活用し、ご近所・お茶の間広場、枝豆の里で作る「肴豆（さかなまめ）」作付け体験、豆婚会（婚活）活動、黒埼南わくわくフェスタ（子どもたちのソーメン流し）、黒鳥ふれあい農業まつり、サツマイモ収穫体験を行っています。



時代の変化とともに高齢化と晩婚化が進み、若者の担い手不足が深刻化する中で、農業を継ぐ若者たちに交流の場を提供。以前の賑わいが戻ることを期待し、地域の絆づくりと活性化の手助けとなるよう企画しました。

⑧わんわんパトロール隊：巻地区まちづくり協議会（西蒲区）

西蒲警察署や西蒲区総務課を講師とした研修会のほか、市の補助金を活用し、朝夕の犬の散歩時にわんわんパトロールグッズをつけて、自分たちの散歩時間に合わせて巡回を実施しています。

子ども、高齢者などの犯罪弱者が犯罪に巻き込まれることがないように、犬の散歩をする人から参加してもらうことで、区民の防犯への理解が向上しました。また、地域住民の連帯感が強まり、犯罪の減少に結びついています。



コラム4 「お互いの特性を理解しよう」

市民自治の多様な担い手は、それぞれ目的や性格、組織、活動方法などが異なります。これらの目的や性格の異なる多様な担い手と市が、相互の特性を活かして協働するためには、お互いが相手をよく理解することが大切です。

相互の課題を自らの課題として共有し、協働して取り組む活動の計画段階から対等な関係で提案・協議を行い、協働の目的や方法、役割と責任等について合意形成を図ることが重要になります。

⑨海岸林の保全：北区自治協議会（北区）

区自治協議会提案事業として、松くい虫被害などによる海岸林の荒廃に対処するため、自治協委員、学識経験者、各種関係団体などと新潟市北区海岸林保全計画を策定しました。

また、関係団体や地域の協力を得ながら、クロマツの植樹を行いました。



⑩亀田物語-ドジョウプロジェクト：NPO法人ボランティア亀田（江南区）

市の委託（協働事業提案モデル事業）を受け、高齢者や若者などの市民、亀田郷土地改良区、地元の商店、江南区産業振興課と、かつて亀田の特産品であったドジョウを江南区内の水田を活用して養殖。郷土料理として特産品化する活動を実施しています。

新たな水田の活用と高齢者の生きがい対策などを通じて、地域の魅力づくりと活性化を図っています。



⑪GREEN DAY：NPO法人にいがたエキナン会（中央区）

市の委託（協働事業提案モデル事業）を受け、新潟駅南地区の市民、事業所・事業者、中央区建設課と地域を活性化させる活動を行い、魅力ある地域づくりを目指しています。

けやき通りのゴミ拾いや駅南広場でのイベントなど、地域主導で地域の資源を活用した取組を行っています。



⑫災害時応援協定：事業所・事業者（各区）

大規模な災害が発生した場合、市や防災関係機関の対応だけでは、住民の生命・財産の保護などの活動に十分な対応ができないことも考えられます。

市では、**事業所・事業者や民間団体**などと協定を結び、迅速かつ広域的な災害対策を実施できる体制を構築するため、災害時応援協定を締結しています（情報・施設復旧・物資提供・輸送・市民相談など70団体、平成26年12月現在）。



新潟県土地家屋調査士会及び公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との災害時応援協定の締結

その他にも、地域の見守り活動に関する協定を、NIC新潟日報販売店会・民生委員児童委員協議会連合会・市社会福祉協議会・市の4者で結んでいます。

さらに詳しい活動事例を知りたい場合はこちらから

《活動事例リンク集》

1. 地域コミュニティ協議会活動事例

http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/shimin/community/com_katsudou.html



2. 区自治協議会

http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gaiyo/profile/ku_gaiyou/kusei/kujichi/index.html



3. 新潟市市民活動支援センター（ニコット）

<https://www.shimin-ouen.com/>



4. にいがたNPO情報ネット

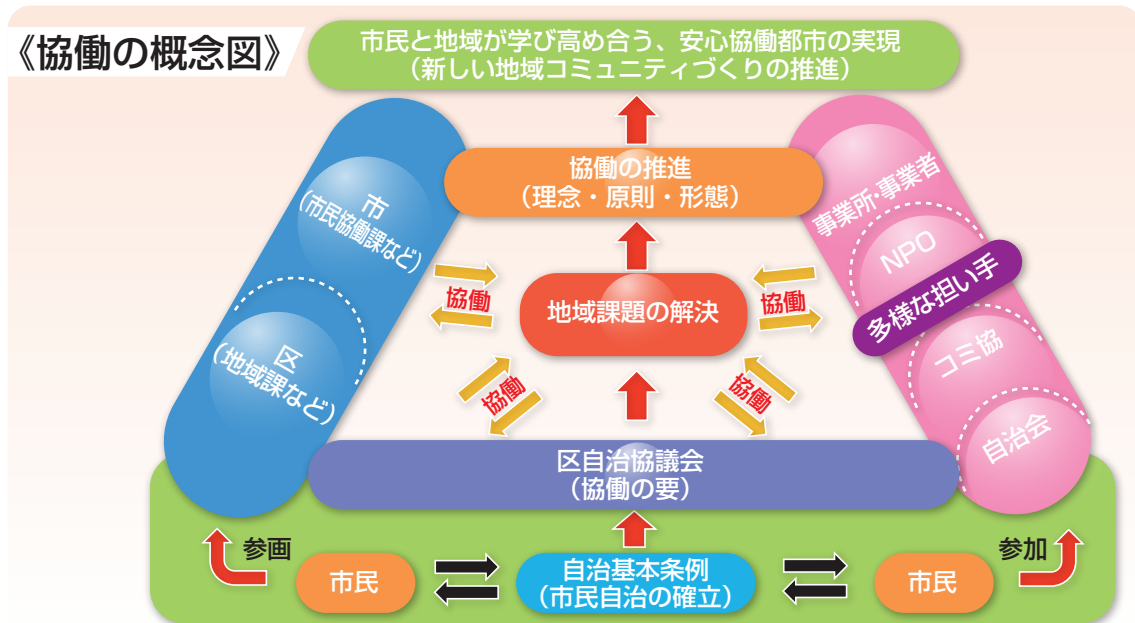
<http://www.nponiigata.jp/>



第2章 目指すべき理想像

1 協働の考え方（協働の基本的概念）

協働とは、市民自治の多様な担い手や市がお互いの立場や特性を尊重しながら、目的を共有し、連携・協力することによって、共通する課題解決に取り組むことをいいます。



【協働の原則】

①相互自立

お互いに「依存」するのではなく、「自立」することが大切です。

②お互いを尊重し理解する関係

お互いを尊重し、協働の必要性や、協働による地域課題の解決方法の変化などを理解し、協力しあう関係をつくる必要があります。

③情報の公開と共有

お互いに信頼しあえる関係をつくることは、協働するために不可欠です。それには、常にお互いの必要な情報を持ち寄り、公開していくとともに、双方で共有していくことが求められます。

④役割分担

お互いの役割を固定化して考えるのではなく、例えば市民と市の関係で言えば、市民が役割を担うべきこと、市が役割を負うべきことを再確認するとともに、お互いに責任

を持って、共通の課題を持ち、合意による役割分担ができる関係をつくることが重要です。

市民は自らが地域づくりの担い手であることを認識し、自主・自立した活動を継続して地域社会の発展に取り組み、市は専門的知識や技術の習得に努め、必要な支援策を総合的かつ計画的に実施するものとします。

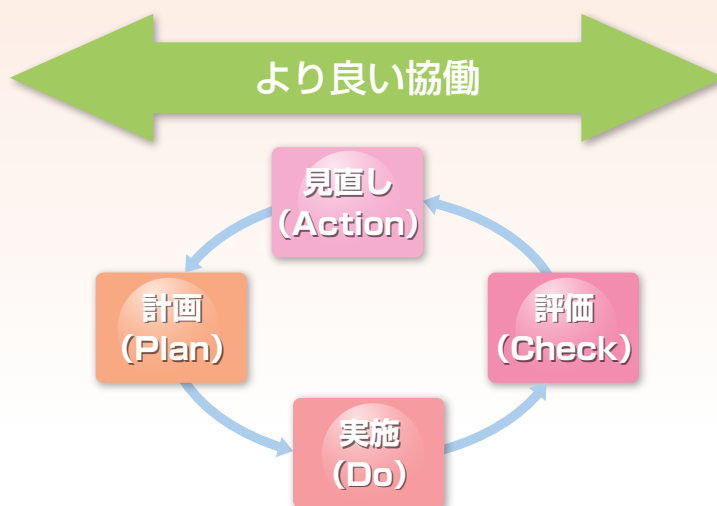
⑤協働の継続した評価・見直し (PDCAサイクル)

共に計画・実施した活動を評価することは、活動の透明性を確保し、周囲への説明責任を果たすとともに将来の活動をより良くするために不可欠です。先述の①から④の原則に沿って活動が行われているか、適宜評価・見直しを行うことが理想です。

《PDCA サイクルとは》

以下の4つの工程を繰り返し実施することで、協働をより良いものにしていくことを目指すものです。

- P…Plan (計画)
- D…Do (実施)
- C…Check (評価)
- A…Action (見直し)



コラム5

「活動が始まったら、広く地域に個々に情報発信しよう」

協働による取組を開始したら、活動を行うことばかりに専念するのではなく、常にその情報を市民に公開し、発信していくことが大切です。

ホームページや広報紙などにより、できるだけ情報公開に努め、市民の理解や参加を得る努力を忘れないようにしましょう。随時、活動の状況を市民に知らせることで、協働による取組への関心を高めることが期待できるほか、市民の当事者意識や参加意識が芽生えるきっかけにもつながり、より大きな成果に結びつけることができるでしょう。

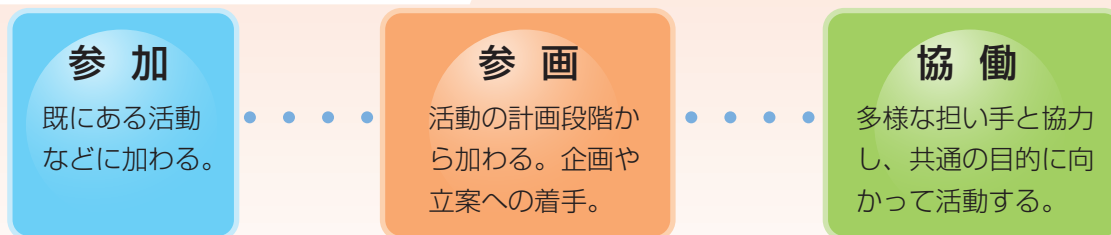
【協働の要件】

市民が地域社会の運営に参加し、課題の解決や理想の実現に取り組むことは、市民自治の本来のあり方と言えます。その場合、個人か組織か、また参加の程度が単発的か限定的か、継続的かなど、形態は様々です。

しかし、協働はさらに進んで、課題の解決や理想の実現のために、活動に対して継続的に取り組むことが求められます。このため、「個人として単発的に」ではなく「組織として継続的に」行われることが要件となります。

参加	自覚や関心をもった地域・社会活動への初期的参加。各種ボランティア活動への参加など。
参画	地域・社会の公共的活動への主体的な参加。政策・計画への提言・提案。市民委員会への参加など。
協働	コミ協など市民主体の組織的な公共的活動。市民による組織的計画づくり。計画に基づく実行行動。市からの委託に基づく市民の公共施設の管理運営活動など。

《参加・参画・協働の流れ》



コラム6

「共通の目的を掲げ責任感をもって取り組もう」

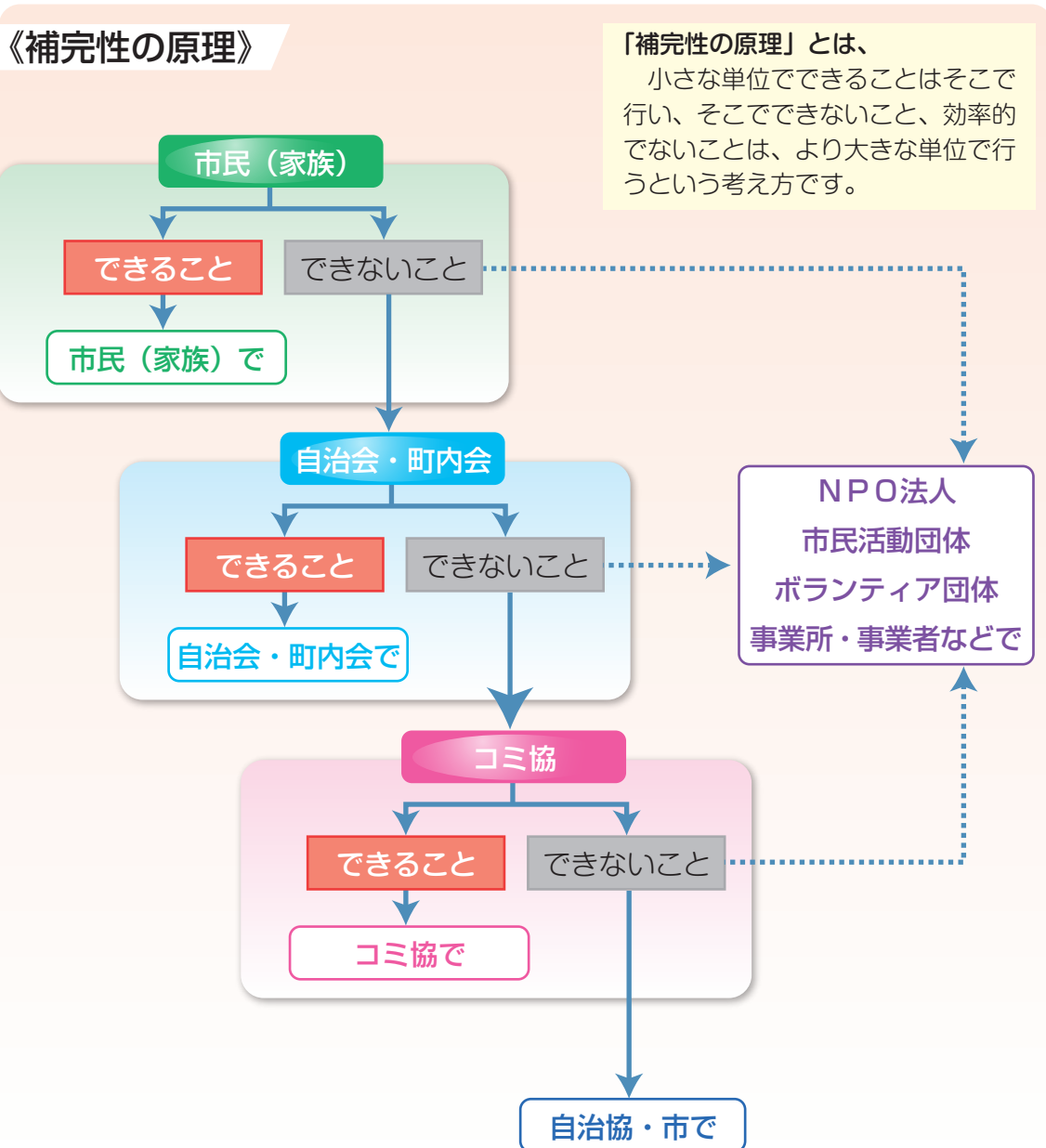
協働とは、長所・短所など性格の異なる主体が、対等な関係で、共通の目的に向けて協力する、または共通する課題の解決にあたることです。このため、共通の目的を常に明確に持つことが大切です。これがあいまいになると、「市にとっては、安上がりで施策を実施できる」「市民自治の多様な担い手にとっては、市から財政支援が得られる」など、両者の利害や思惑に左右される関係になってしまいます。

対等な関係を保つためには、それぞれの立場で問題解決を図り、それぞれが「相手にせよ一緒に汗を流そう」というスタンスを忘れないことが大切です。決して“もたれあい”にならないように注意し、それぞれの協働の中で、責任や役割をどのように分担するのかを常に明確にしておく必要があります。

2 自治のあり方（補完性の原理）

市は公平・公正を原則としたサービス提供を原則としますが、画一的で柔軟性を発揮しにくい場合もあります。一方、市民はよりニーズに沿った視点から地域課題を発見し、臨機応変に活動できますが、資金や規模の制約があります。このため、それぞれの長所や短所を認め合い、足りない部分を補う形で共通の目的に向かっていく必要があります。

自己決定・自己責任の意識が高まり、課題はより身近なところで解決されるべきという考えが近年高まっています。市の対応（公助）だけでなく、市民自ら（自助）や、市民同士の連携（共助）により、地域の実情を踏まえた取り組みが進んでいます。地域でできることは地域で行うなど、誰ができるかを考えれば課題解決の可能性も広がります。



3 市が目指す協働の方向性

①市民参加・協働への主体の拡大

自己決定・自己責任を基本とし、市民と市全体で担う地域社会の発展を目指すため、市は市民に公共サービスの担い手であることの自覚を促し、施策を展開するとともに市民活動の支援に努めます。市民が協働に一層の関心を持ち、参加できるようにするための情報提供や環境づくりを進めるものとします。

②施策の内容など状況に応じた市民参加・協働

協働の形態は施策の内容などによって異なってきます。協働を進めるにあたっては、状況に応じて最も適した手法を採用することが重要となります。そこで、あらゆる状況に対応できる手法の整備や活動の推進を図っていきます。

③人材育成と多様な機能の充実

協働が円滑に進むため、市民同士や、市民と市の意見集約や利害調整を行うとともに、様々な施策の実施に必要な知識や技術を持った人材の育成に取り組みます。また、こういった人材が核となって市民と市をつなぐ機能を充実させていきます。

④市民自治の多様な担い手や市職員の意識改革の機会の確保

市職員の意識改革があつてこそ、情報共有や地域への対応が進みます。一方、市民の協働に対する意識が高まることで、地域間の合意や活動の活発化につながります。市民や市が協働の意義について理解を深めるため、意見交換や学習の機会を継続的に設けます。

コラム7

「市職員も地域とともに学んでいこう」

市が協働を円滑に進めるためには、市職員が協働に対して正しく理解し、共通の認識を持つことが大切です。そのため、市では職員の研修などを通して、学習の機会や地域活動の事例紹介などを行い、職員が地域活動に参加するきっかけづくりをしています。

また、協働推進のための組織を構え、横断的な改革に着手できる庁内体制を整えることで、市役所内での協働意識の共有と向上を図っていきます。

公私を問わず、日ごろより職員が高い感受性を持って地域に積極的に関わり、学ぶ姿こそ、市が掲げる協働の理想像と言えます。

第3章 主な協働形態

次に掲げる6種類が、主な協働の形態として挙げられます。

協働を行う場合、各形態に共通していることは、お互いの立場を尊重し、対等な関係による議論を行うとともに、市民自治の多様な担い手それぞれから出された建設的な意見を可能な範囲で反映できるよう工夫し、信頼関係を構築することです。

また、形態によっては、主催者としての社会的責任が求められることをあらかじめ確認しておく必要があります。

どの形態で実施するのが適切かを判断するためには、その活動の趣旨を双方でよく確認しながら、より効果的かつ合理的であるかを総合的に判断し、効果が最も期待できる手法を選択することが必要です。

1 実行委員会・協議会

「実行委員会」「協議会」という新しい組織を立ち上げ、市民自治の多様な担い手が主催者となって行う形態です。

【効果】

- お互いの専門性やネットワークを活かすことで、効率的、効果的な活動が期待できます。
- 資金調達や活動の面で、より柔軟な運営が可能となります。

【留意点】

慣習などにより、メンバーが長期にわたって固定されると、実行委員会の硬直化や活動の低下を生じる恐れがあるので、必要に応じ見直しを行う必要があります。

2 共催

市民自治の多様な担い手が主催者となって一つの取組を行う形態です。

【効果】

市民自治の多様な担い手の持つネットワークを活かした企画によってプログラムが充実するほか、計画・実施にあたり、合わせ持つ専門的な知識を活かすことが出来ます。

【留意点】

- 内容について、企画・計画段階で十分な協議を行っておく必要があります。
- イベントなどにおけるトラブル防止については、事前に確認と意識の徹底を図る必要があります。

3 活動協力

共催や実行委員会・協議会以外の形態で、市民自治の多様な担い手や市との間で、それぞれの特性を活かす役割分担を取り決めた協定書の締結や後援など、一定期間、継続的な関係のもとで協力して行うことです。

【効果】

単独で実施するよりも効率的、効果的に実施することができます。

【留意点】

- 市民自治の多様な担い手と市とでよく話し合いを行ったうえ、協定書の内容を決めるようにします。
- 協定書に基づいて実施している段階でも、相互の情報交換を行うようにします。

4 補助金交付など

市民自治の多様な担い手が行う活動に、補助金などといった形で資金面から支援するものです。市ではすでに、多くの取組を各種団体と協働で行っています。

【効果】

自己資金だけでは実現が難しい活動を実施できることにより、活動の幅や可能性が広がり、活動の活性化も期待できます。

【留意点】

補助活動の完了時に実績報告書の提出が必要なこと、補助金の額の確定は実績報告書等の審査後になるなど、完了後の手続きについても、事前に十分確認をする必要があります。

5 企画・調査計画策定

市民自治の多様な担い手が、活動を企画立案する段階で意見や提言をし、計画などに反映させていく形態です。

【効果】

計画の立案などにおいては、法律などの専門的な知識を持つ市の実効性に加え、市民自治の多様な担い手の参画により柔軟で新たな発想を取り入れ、市民のニーズにふさわしい計画などの策定が期待できます。

【留意点】

企画・計画段階において関与度を高め、お互いの当事者意識の向上が図れるよう配慮が必要です。

6 委託

市民自治の多様な担い手に、業務を依頼する形態です。

単に受託者が発注者の要求に応えるだけでなく、お互いに意見を出し合いながら、業務を進める場合を指します。

【効果】

経験やノウハウを習得したり、社会的信用を高めたりすることができます。

【留意点】

- 市民自治の多様な担い手の持つネットワークや、専門性・先駆性などの特性を活かすことが重要です。
- 単なる下請化を避け、市民自治の多様な担い手の特徴を活かし、自主性が発揮され、効果的な活動が可能となるよう、工夫をする必要があります。
- 契約書、仕様書などに定められた責務を履行する義務を負うことになります。

コラム8

「お互いの連絡窓口を一本化することが必要」

お互いの信頼関係や役割分担、活動に対する考え方などについて、話し合いの場を持つとともに、常に相手と密接に連絡を取り合うことが重要です。このとき、必ずお互いの連絡窓口を一本化することが必要です。毎回、異なる担当者同士の話し合いでは、伝達引継ぎなどが不十分なことにより、話が噛み合わなかったり意思疎通が図れないことがあります。

また、市役所職員には人事異動がつきものです。年度が変わり、担当者が異動した場合、これまで蓄積されてきた信頼関係やお互いの役割分担、活動に対する考え方などが継承されるよう、市役所職員と十分な引継ぎを行うとともに、新しい担当者に、活動に対する経緯や考え方などの意見交換の場を設けて情報を共有し、コミュニケーションを促すようにしてみましょう。

【参考一覧】 新潟市の主な取組

協働形態	主な取組・イベントなど
1 実行委員会・協議会	新潟まつり
	新潟シティマラソン
	成人式
	ラ・フォル・ジュルネ音楽祭
	にいがた食の陣
2 共催	新潟市民茶会
	新潟ジャズストリート
	新潟県音楽コンクール
	新潟県縦断駅伝競走大会
	環境フェア
3 活動協力	古町地区環境健全化パトロール
	マイボトルキャンペーンによるリデュース意識啓発事業
	緑化活動推進事業
	信濃川やすらぎ堤チューリップ植栽事業
	海岸一斉清掃
	交通事故防止運動
4 補助金交付など	地域活動補助金
	地域交流活動助成事業
	老人クラブ補助金
	校区交通安全推進協議会補助金
	防犯業務補助事業
	シルバー人材センター補助金
5 企画・調査計画策定	子育てガイドブック「ままっぷ」発行
	文化創造都市ビジョン推進ミーティング
	自殺対策実務者ネットワーク会議
	子育て助け合い団体情報交換・研究会
	佐潟周辺自然環境保全に関する有識者検討会議
6 委託	協働事業提案モデル事業
	観光ボランティアガイド養成事業
	地域福祉コーディネーター育成事業
	市民活動支援センターの管理運営
	ファミリー・サポート・センター事業
	新潟市ひきこもり相談支援センター運営事業
	こころといのちのホットライン事業

「多様な主体との協働に関する調査結果報告」より

【市HPのURL】

<http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/shimin/kyoudousuishin/kyoudoujigyouchousa.html>



第4章 協働によって期待される効果

市民自治の多様な担い手や市がお互いに不足する部分を補い合ったり協力し合ったりすることで、個々に取り組むよりも高い効果を得ることができます。また、それぞれの担い手に対する効果、さらに社会全体へ波及する効果もあります。

立場や価値観が異なる相手と協働することによって、コミュニケーション能力が高まり、視野が広がります。また市民は、公共サービスの受け手であると同時にその担い手になる可能性も持っています。

協働の中で、地域の課題が明らかになり、参加型の解決方法が示されれば、その人自身が、地域課題の解決や自治を担う人材になる契機となります。市民の持っている自助・共助の精神や自治の力を伸ばすことができれば、地域力・市民力が高まり、地域全体として課題解決能力（自治能力）が高まります。

1 市民

- 市が単独で提供するよりも、より柔軟なサービスを受けられるようになります。
- 市政への関心が高まり、より身近に感じられるようになります。
- 多様なキャリアを持つ市民の活躍の場や、新しい雇用機会の拡大が期待できます。

2 自治会・町内会

- 市民がその経験や知識を活かすことにより、地域活動を活性化することができます。
- 市民に最も身近な自治会・町内会が責任を持って課題解決に取り組むことにより、住みよいまちづくりができるようになります。

3 コミ協

- 市との役割や責任を分担することで、社会的使命をより効果的に実現することが可能になります。
- 活動の場や機会が広がり、組織運営の活発化や充実を図ることができます。
- 市との協働を通じ、活動に対する社会的理解や信用が高まることを期待できます。

4 自治協

- 「区民等と市との協働の要」として、多様な意見を調整して、その取りまとめを行うことにより、区内の合意形成が円滑に図られます。

5 NPO（NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体）

- 自らの特性を活かしながら、理念や使命をより効果的に実現することができます。
- 会計処理や事業報告などを適切に行う必要が生まれ、責任ある体制でサービスが提供できるようになります。
- 協働領域の広がりに伴い、新たな活動の場も広がります。

6 事業所・事業者

- 社会に対する責任を自主的、積極的に果たし、地域貢献することで、市民からの信頼が高まります。

7 市

- 市民自治の多様な担い手の特性を活かすことにより、多様化する公共的な課題に対応できます。
- 異なる発想・行動原理を持つ市民自治の多様な担い手との協働によって、信頼関係が深まるとともに職員の能力向上や意識の変革が図られます。
- 市民自治の多様な担い手との役割分担のもと、施策の見直しなどにより、サービスの効率化や質的向上など事務改善の契機となります。



コラム9

「身近なコミ協や区役所などに積極的に相談してみよう」

市民自治の多様な担い手が、相互に協働して地域課題の解決に取り組もうとするときや、市に対して協働の取組を提案したいとき、どこに相談すればよいかわからない場合はありませんか。

コミ協における地域課題の解決の取組や「協働の要」である自治協を通じての特色ある区づくり事業、市民協働課の募集する協働事業提案モデル事業の提案などがありますので、身近なコミ協や区役所の担当課に積極的に相談してみましょ。

また、新潟市市民活動支援センターでは、NPO法人や市民活動団体などの情報提供のほか、会議スペースの提供や印刷機の利用などを行っていますので、足を運んでみてはいかがでしょうか。

参考資料

協働の指針検討委員会委員名簿

	氏名	所属（役職等）	委員選出区分
	もり けいすけ 森 啓祐	鏡淵小学校区コミュニティ協議会 会長 (中央区)	地域コミュニティ協議会
	たなむら ますみ 棚村 真寿美	大通コミュニティ協議会 会長 (南区)	地域コミュニティ協議会
	しんどう ゆきお 新藤 幸生	区自治協議会会長会議 座長 (秋葉区自治協議会 会長)	区自治協議会
	おびかわ のりこ 帯川 法子	新潟市社会福祉協議会 地域福祉課 ボランティア・市民活動支援センター主事	関係団体職員
	とみさわ よしえ 富澤 佳恵	新潟NPO協会 常務理事	学識経験者
座長	まる た あきお 丸田 秋男	新潟医療福祉大学 副学長	学識経験者
	たけうち こ 竹内みよ子		公募委員
	かさほら はるきよ 笠原 治清	NPO法人コメリ災害対策センター専務理事 (株式会社コメリ)	市長が必要と認める者

委員任期 平成26年12月25日から平成27年3月31日まで

協働の指針策定スケジュール

年月日	実施事業	実施内容
平成27年 1月9日	第1回 協働の指針検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討委員会の趣旨説明 ・ スケジュール説明 ・ 協働の定義の検討について ・ 指針の全体的な構成について
平成27年 1月30日	第2回 協働の指針検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 章立ての妥当性について ・ 説明文と図・写真との整合性について ・ 分かりやすい表記について
平成27年 2月24日	第3回 協働の指針検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修正済箇所の確認について ・ 全体を通じた修正について
平成27年 5月1日～ 6月15日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指針（案）に対する市民意見提出手続き

○新潟市自治基本条例

平成20年2月22日

条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 各主体の責務等

第1節 市民（第6条・第7条）

第2節 議会（第8条—第10条）

第3節 市長等（第11条・第12条）

第3章 市政運営

第1節 市政運営の基本原則（第13条・第14条）

第2節 参画及び協働の仕組み（第15条—第19条）

第3節 信頼性、公正性及び効率性の確保の仕組み（第20条—第24条）

第4章 区における市民自治

第1節 区における行政運営（第25条）

第2節 地域における協働の推進（第26条—第28条）

第5章 国及び他の地方公共団体等との協力（第29条）

附則

信濃、阿賀野の流れが日本海に注ぎ、ゆったりと広がる田園や里山、水辺に水鳥たちが舞い、夕日の美しいまち、新潟。

恵まれた自然や環境に加え、高い拠点性と都市機能を併せ持ち、世界に開かれた開港五港の一つ、新潟。これが、私たちの暮らしているまち。

私たちは、先人たちが編んだ歴史に大きな誇りを感じています。この地では農民自らが開田を主導し、みなとでは町人自らがまちを経営してきました。

自主と自治の精神から多様な文化と風土が^{はぐく}生まれ、個性的な地域の発展を成し遂げてきました。これが、私たちの築いてきたまち、新潟。

私たちは、今、本州日本海側で初の政令指定都市新潟を船出させました。田園とみなとまちが恵み合い、世界の人々と英知が集まる交流都市を目指して、私たちの航海は、たゆみなく続きます。

私たちは、世界との交流を深め、互いの価値を認め合いながら、多様な文化と知恵を導き入れ、地域と世界にとって有為の人材を育てます。日本海の平和に貢献し、一人ひとりの人権が大切にされる、新潟。これが、私たちの目指しているまち。

私たちは、先人から受け継いだ自主と自立の精神風土をいかし、新潟の地から地域主権の流れを大きくして、国、県と相互協力の関係を築きます。その土台の上で、地域の歴史と文化をいかした、個性的な、真に自立度の高いまちづくりを進めます。これが、私たちの誇りとなるまち、新潟。

私たちは、地域のことは自らが考え、自らが行動するという、分権型の政令指定都市をつくりまします。そこでは、市民が主体的にまちづくりに参画し、共助と協働の輪を広げて、安心して暮らせる

社会、持続可能な市民自治の仕組みを自らの力でつくり上げていきます。これが、私たちのつくり出すまち、新潟。

かつてないまちをつくるため、私たちは、培われてきた地域の絆^{きずな}を大切に、市全体の一体感を保ちながら、地域の独自性や地域コミュニティの自立性を尊重した自治を推進し、それぞれの役割を果たします。

このような考えの下、市民自治の基本となる条例として、ここに新潟市自治基本条例を制定します。私たちの愛するまち、新潟を、未来へとつなげていくために。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を示すとともに、市民の権利及び責務並びに市議会（以下「議会」といいます。）及び市長等の役割及び責務を明らかにし、市政運営の諸原則を定めることにより市民自治の確立を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 次に掲げるものをいいます。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内で働き、又は学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者及び団体

(2) 市長等 市長その他の執行機関及び公営企業管理者をいいます。

(3) 市 議会及び市長等をいいます。

(4) 参画 政策、施策等の企画立案の段階から市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。

(5) 協働 市民と市が対等な関係で相互の立場及び特性を理解し、目的を共有し、並びに連携し、及び協力することをいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、本市の自治の基本を定めるものであり、市は、他の条例、規則及び規程（以下「条例等」といいます。）を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合は、この条例の趣旨を最大限尊重してこの条例との整合を図らなければなりません。

(自治の基本理念)

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により市民自治の確立を目指すものとします。

(1) 個人の尊厳及び自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市民主体の市政を推進すること。

(2) 地域の特性及び独自性を尊重した地域自治を推進すること。

(自治の基本原則)

第5条 市民及び市は、それぞれの果たすべき役割及び責任を担い、自らを律し、並びに自主的かつ自立的に行動するとともに、次に掲げる基本原則により自治運営を行うものとします。

(1) 市政に関する情報を共有すること。

(2) 市民の参画の下で市政の運営を行うこと。

(3) 協働して公共的課題の解決に当たること。

第2章 各主体の責務等

第1節 市民

(市民の権利及び責務)

第6条 市民は、市民自治の担い手として、市政に関する情報を知る権利を有するとともに、政策の形成、執行及び評価の過程に参画することができます。

2 市民は、自らの責任及び役割に基づき公共の福祉に反することなく、かつ、次世代への影響に配慮して自主的な活動を行うとともに、その意思に基づき参画を通して市民自治の確立に取り組むものとしします。

3 市民は、参画及び協働に当たっては、総合的な見地から発言及び行動をし、かつ、それらに対し責任を持たなければなりません。

(法人等の社会的責任)

第7条 市内で事業活動を行う法人その他の団体は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、及び地域社会との調和を図ることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとしします。

第2節 議会

(議会の役割及び責務)

第8条 議会は、本市の意思を決定する機関としての責任を自覚するとともに、執行機関を監視する機関としてその役割を果たし、並びに市勢の進展及び市民自治の推進に努めるものとしします。

2 議会は、市民の意思を的確に把握して政策の形成に反映させなければなりません。

3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、市民、専門家等の知見をいかすよう努めなければなりません。

(市民に開かれた議会)

第9条 議会は、議会活動について市民に対する説明責任を果たすため、特別な理由のない限り、会議を公開し、議会の保有する情報の共有化を図る等開かれた議会運営を行わなければなりません。

(議員の役割及び責務)

第10条 議会の議員（以下「議員」といいます。）は、市民の負託に応え、議会が第8条に規定する役割及び責務を果たすため、自らの役割を深く自覚し、政治倫理の確立に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 議員は、市民の多様な意見及び要望を集約し、総合的な見地で市政に反映させることを行動の指針としなければなりません。

3 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、調査、研究等の活動を通じ、さん不断の研鑽に努めなければなりません。

4 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めなければなりません。

第3節 市長等

(市長の役割及び責務等)

第11条 市長は、市民の負託に応え、市民福祉の増進を図るため、市民自治を推進するとともに、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。

2 市長は、地域の資源を最大限に活用して、必要な財源の確保を図るとともに、最少の経費で最

大の効果を挙げる市政を運営しなければなりません。

- 3 市長等は、その権限に属する事務を自らの判断及び責任において公正かつ誠実に執行するとともに、相互の連携を図ることにより一体として行政機能を発揮しなければなりません。
- 4 市長等は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより市民満足度の向上に努めなければなりません。

(職員の責務)

第12条 市長等の補助機関である職員及び議会の事務局の職員(以下これらを「職員」といいます。)は、公正かつ誠実に職務を遂行し、及び市民とともに市民自治を推進しなければなりません。

- 2 職員は、法律、法律に基づく命令(告示を含む。)及び条例等(以下「法令等」といいます。)を遵守するとともに、違法又は不当な事実がある場合は、これを放置し、又は隠すことなく適正に対応しなければなりません。
- 3 職員は、職務に関し不断の研鑽^{さん}に努めるとともに、施策及び事業の実施に当たっては、最大の効果を挙げることができるよう創意をもって職務の遂行に当たらなければなりません。

第3章 市政運営

第1節 市政運営の基本原則

(市政運営)

第13条 市は、健全で持続可能な市政を実現し、もって市民福祉の増進を図るため、次に掲げる事項を基本として市政運営を行わなければなりません。

- (1) 市民が広く参画のできる機会の確保に努めることにより市民の意思を市政に反映させること。
 - (2) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、施策及び事業の実施に当たっては、協働を図ること。
 - (3) 市民に信頼される市政運営を進め、公正性の確保及び透明性の向上を図ることにより市民の権利利益の保護を図ること。
 - (4) 施策及び事業の実施に当たっては、効率的かつ効果的に行うとともに、その立案、実施及び評価の各段階において市民に分かりやすく説明すること。
- 2 市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限に活用し、及び本市の将来像を示す計画を策定して施策展開を図らなければなりません。
 - 3 市は、組織について、社会経済情勢の変化及び多様化する地域課題に迅速かつ的確に対応するため、不断の見直しを行うとともに、簡素で効率的なものにしなければなりません。

(財政運営)

第14条 市長は、効率的かつ重点的に行政運営を行い、行財政改革に取り組むことにより財政の健全な運営に努めなければなりません。

- 2 市長は、行政サービスを受ける市民の負担の適正化及び社会資本整備における世代間の負担の公平化が図られるよう適切な財政政策を進めなければなりません。
- 3 市長は、予算、決算その他の財政に関する事項を公表するとともに、市民に分かりやすく説明しなければなりません。

第2節 参画及び協働の仕組み

(情報の公開等)

第15条 市は、次に掲げる事項に関し、新潟市情報公開条例(昭和61年新潟市条例第43号)に定

めるところにより市民の知る権利を保障するとともに、市民との情報共有の効果的な推進を図らなければなりません。

- (1) 市が保有する公文書の公開に関すること。
- (2) 政策形成過程の情報の提供に関すること。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関及び市長等が設置するこれに準ずる機関(以下「附属機関等」といいます。)の会議の公開に関すること。
- (4) 本市の出資法人及び指定管理者に係る情報の公開に関すること。

(附属機関等の委員の公募)

第16条 市長等は、附属機関等の委員を可能な限り市民からの公募により選任するものとします。

(市民意見の提出)

第17条 市長等は、新潟市市民意見提出手続条例（平成19年新潟市条例第71号）に定めるところにより政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の参画を促進するため、重要な政策の企画、立案等に当たっては、事前に内容その他必要な情報を市民に公表して市民の意見を求めなければなりません。

2 市長等は、市民から提出された意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければなりません。

(住民投票)

第18条 市長は、市政に関し特に重要な事案について、広く市民の意思を把握するため、事案ごとに条例で定めるところにより住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとします。

(協働の推進)

第19条 市は、協働を推進するための仕組みを整備するものとします。

2 市は、協働を推進するため、必要な情報の収集及び提供、交流の支援、相談並びに研修を行う場及び機会の確保に努めるものとします。

3 市は、協働の推進に当たっては、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとします。この場合において、市の支援は、市民の自主性及び自立性を損なうものであってはなりません。

第3節 信頼性、公正性及び効率性の確保の仕組み

(法令遵守及び倫理の保持)

第20条 市長等は、新潟市における法令遵守の推進等に関する条例（平成17年新潟市条例第73号）に定めるところにより職員の職務に係る法令等の遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、公正な職務の遂行を確保することで、市民の負託にこたえ、信頼される市政を確立し、もって市民の利益を保護しなければなりません。

(適正な行政手続の確保)

第21条 市長等は、市民の権利利益の保護に資するため、新潟市行政手続条例（平成9年新潟市条例第2号）その他の適正な行政手続の確保の仕組みを整備して、処分、行政指導、届出等の手続の適正化を図ることにより行政運営における公正性の確保及び透明性の向上を推進しなければなりません。

(市民の権利利益の保護)

第22条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、市政に関する市民からの相談、意見、要望、苦情等に対して迅速かつ誠実に対応しなければなりません。

2 市は、新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）に定めるところに従い、個人

情報を適正に取り扱うことにより、個人の権利利益を保護しなければなりません。

- 3 市長等は、市政の運営について、公正かつ中立的な立場から監視等を行う第三者機関その他の不利益救済の仕組みを整備するものとします。

(行政評価等)

第23条 市長等は、市政運営を効率的かつ効果的に行うとともに、市政の透明性を高め、及び市民への説明責任を果たすため、市民の視点で行政評価を実施するものとします。

- 2 市長等は、行政評価の結果を市民に公表するとともに、施策、事業等に反映するよう努めなければなりません。

- 3 市長は、外郭団体（新潟市土地開発公社及び本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人をいいます。以下同じです。）の円滑な運営及びこれに関連する市長等の事務事業の適正な執行を図るため、関与の妥当性、外郭団体の経営状況等を評価し、必要に応じて指導又は改善要請を行わなければなりません。

(外部監査)

第24条 市長等は、適正で、効率的かつ効果的な行政運営を確保するため、監査委員による監査のほか、新潟市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年新潟市条例第1号）に定めるところにより外部監査を実施しなければなりません。

第4章 区における市民自治

第1節 区における行政運営

第25条 市長は、地域における特色あるまちづくりを推進するため、市民の参画の下で、区における総合的な計画を策定して実施しなければなりません。

- 2 区役所（新潟市区役所組織規則（平成19年新潟市規則第68号）第1条に規定する区役所をいいます。以下同じです。）は、市民に身近な行政サービスを提供し、及び自立した地域社会を築くため、次に掲げる役割を担うものとします。

- (1) 地域のまちづくりの拠点として、地域の課題を発見して迅速かつ的確な解決を図ること。
- (2) 協働の拠点として、自主的かつ自立的な地域活動及び非営利活動を支援すること。
- (3) 市民に必要な行政サービスを効果的、効率的かつ総合的に提供すること。

- 3 市長は、分権型の政令指定都市を実現するために区役所がその役割を発揮できるよう、組織、予算等について必要な体制を整備するものとします。

第2節 地域における協働の推進

(地域住民及び地域コミュニティの役割)

第26条 地域住民（一定の区域内に住所を有する者、その区域内で働き、又は学ぶ者並びにその区域内において事業活動その他の活動を行う者及び団体をいいます。以下同じです。）は、自らが地域の自治の担い手であることを認識してこれを守り育てるよう努めるものとします。

- 2 地域住民は、地域コミュニティ（地域コミュニティ協議会（新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会をいいます。）、自治会、町内会、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいいます。）その他の地域における多様なつながりを基礎とした団体及び集団をいいます。以下同じです。）が地域課題の解決又は地域住民の相互の連携を図る活動を行う場合は、自らその活動に参加し、又は協力するよう努めるものとします。

- 3 地域コミュニティは、自らの行動に責任を持って自主的かつ自立的な活動を行うものとします。

(市の役割)

第27条 市は、地域コミュニティの公益的役割を認識してその活動を尊重しなければなりません。

2 市は、地域コミュニティが協働により地域における新たな公益的役割を担う活動を行う場合は、公共性、公平性及び必要性を総合的に判断してその活動に対して支援を行うものとし、この場合において、市の支援は、地域コミュニティの自主性及び自立性を損なうものであってはなりません。

(区自治協議会の役割)

第28条 区自治協議会（新潟市区自治協議会条例第1条第1項の区自治協議会をいいます。）は、同条例に定めるところにより地域の多様な意見を調整し、その取りまとめを行い、協働の要となるよう努めるものとし、

第5章 国及び他の地方公共団体等との協力

第29条 市は、国及び県と対等な立場で相互に協力して市民自治の確立に努めなければなりません。

2 市は、他の地方公共団体と相互に共通する課題に対しては、当該地方公共団体と積極的に連携し、及び協力してその解決に努めなければなりません。

3 市は、国際社会に果たすべき役割を認識して広く国際社会との交流及び連携に努めなければなりません。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行します。

(見直し)

2 市長は、この条例の実効性を高めるため、この条例の施行後5年以内に、検討委員会を設置し、必要な見直しを行うものとし、

附 則（平成26年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行します。

新潟市 協働の指針

平成27年7月

発行 新潟市

新潟市 市民生活部 市民協働課

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL 025-226-1102 (直通)

FAX 025-228-2219

Email : shiminkyodo@city.niigata.lg.jp